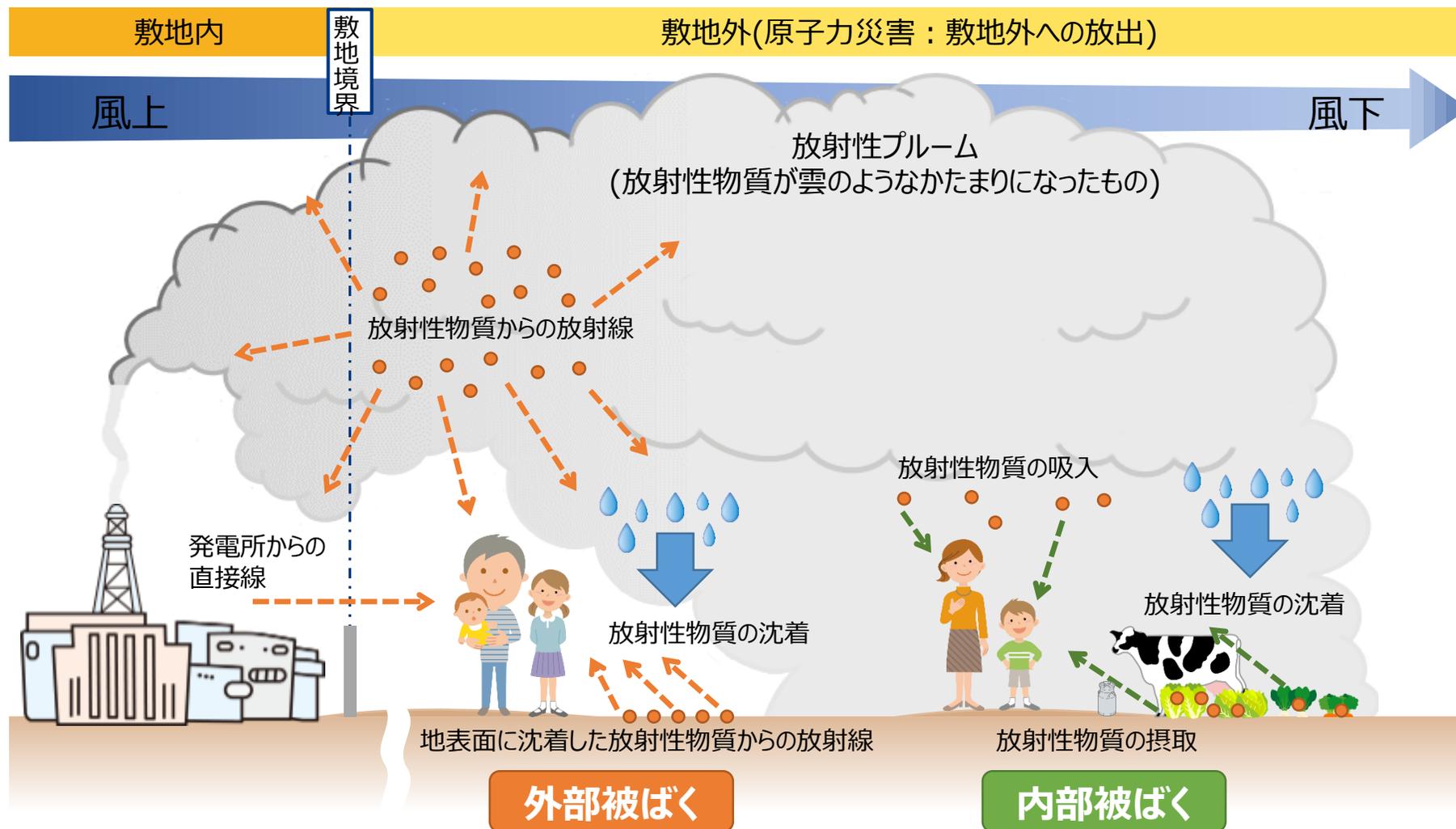


# 原子力災害時の対応、 茨城県広域避難計画について

茨城県防災・危機管理部原子力安全対策課

# 原子力災害とは

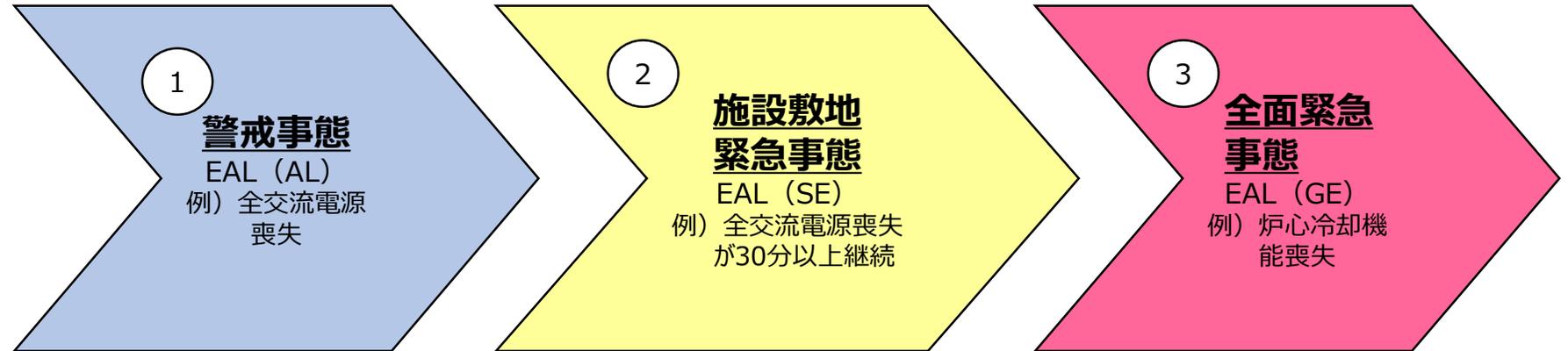
原子力災害とは、**原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線が異常な水準で敷地外に放出され生じる被害**を意味する。





# 原子力災害発生時の防護措置

緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。

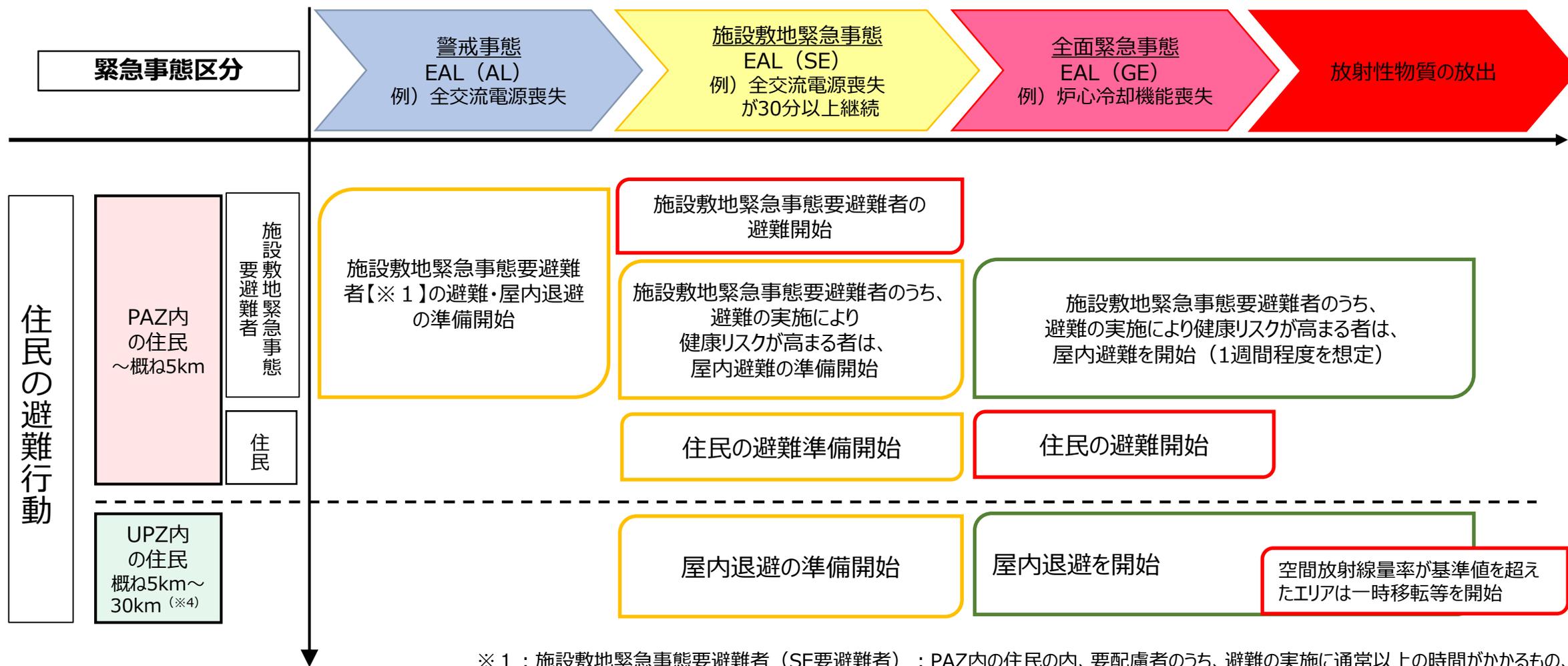


※1 EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

※2 (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

# 原子力災害発生時の防護措置

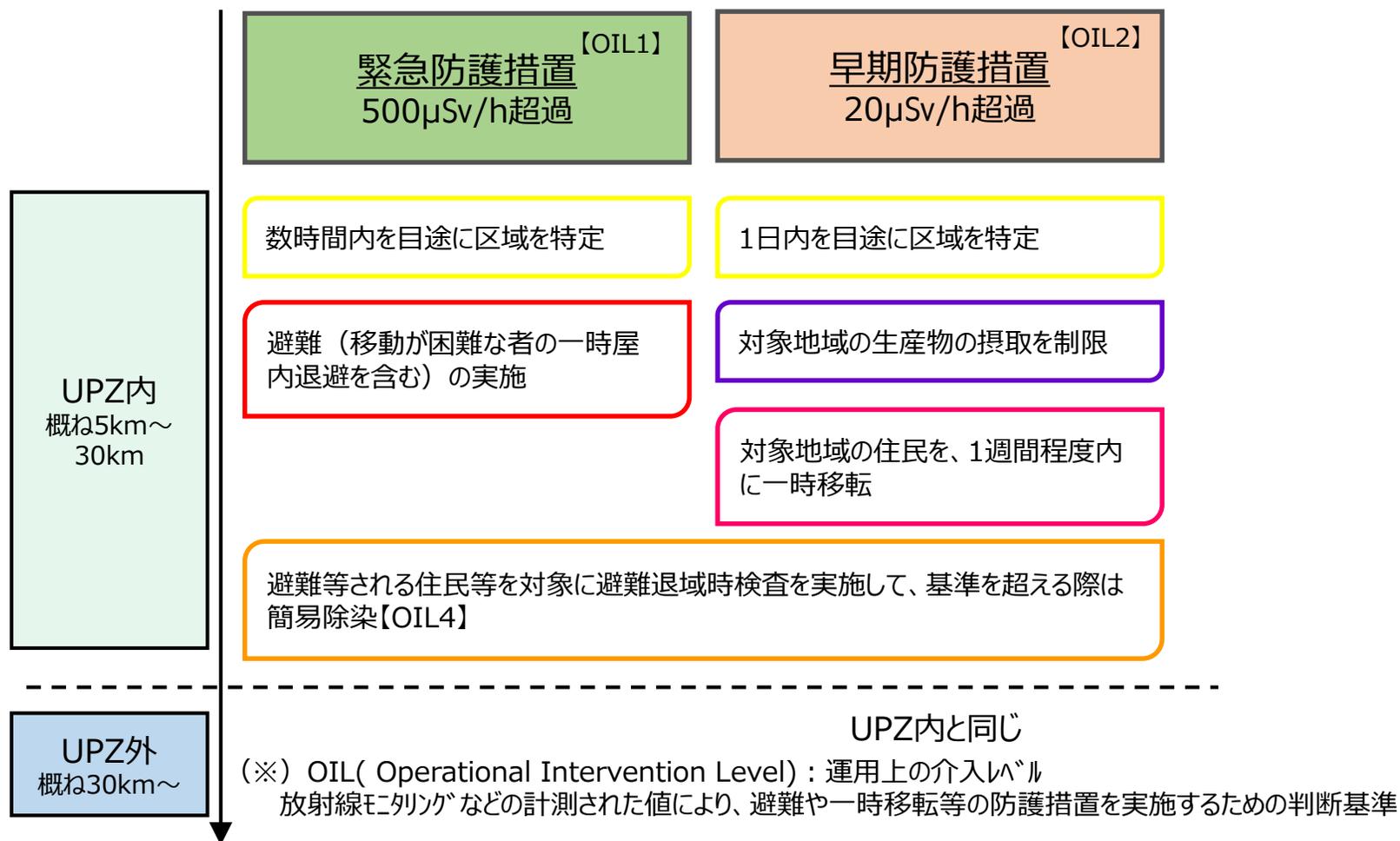
緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。



※1：施設敷地緊急事態要避難者（SE要避難者）：PAZ内の住民の内、要配慮者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの、妊婦・授乳婦・乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者および安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

# 原子力災害発生時の防護措置

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



# 広域避難計画について

## ○策定の趣旨

「本計画は、防災基本計画（原子力災害対策編）に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するため、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づき、**広域的な避難先や避難経路、避難者の輸送手段など**必要な事項を定めるものである。」

## ○社会福祉施設等の責務

### ・ 防災基本計画（原子力災害対策編）

「**社会福祉施設**の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての**避難計画を作成するものとする**。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。」

### ・ 広域避難計画

「社会福祉施設等の管理者は、県及び避難元市町村と連携しつつ、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、入居者は社会福祉施設等へ避難」

原子力災害に備えた  
茨城県広域避難計画

平成27年3月策定  
平成31年3月改定  
令和5年5月改定

茨 城 県

## ○基本的な考え方

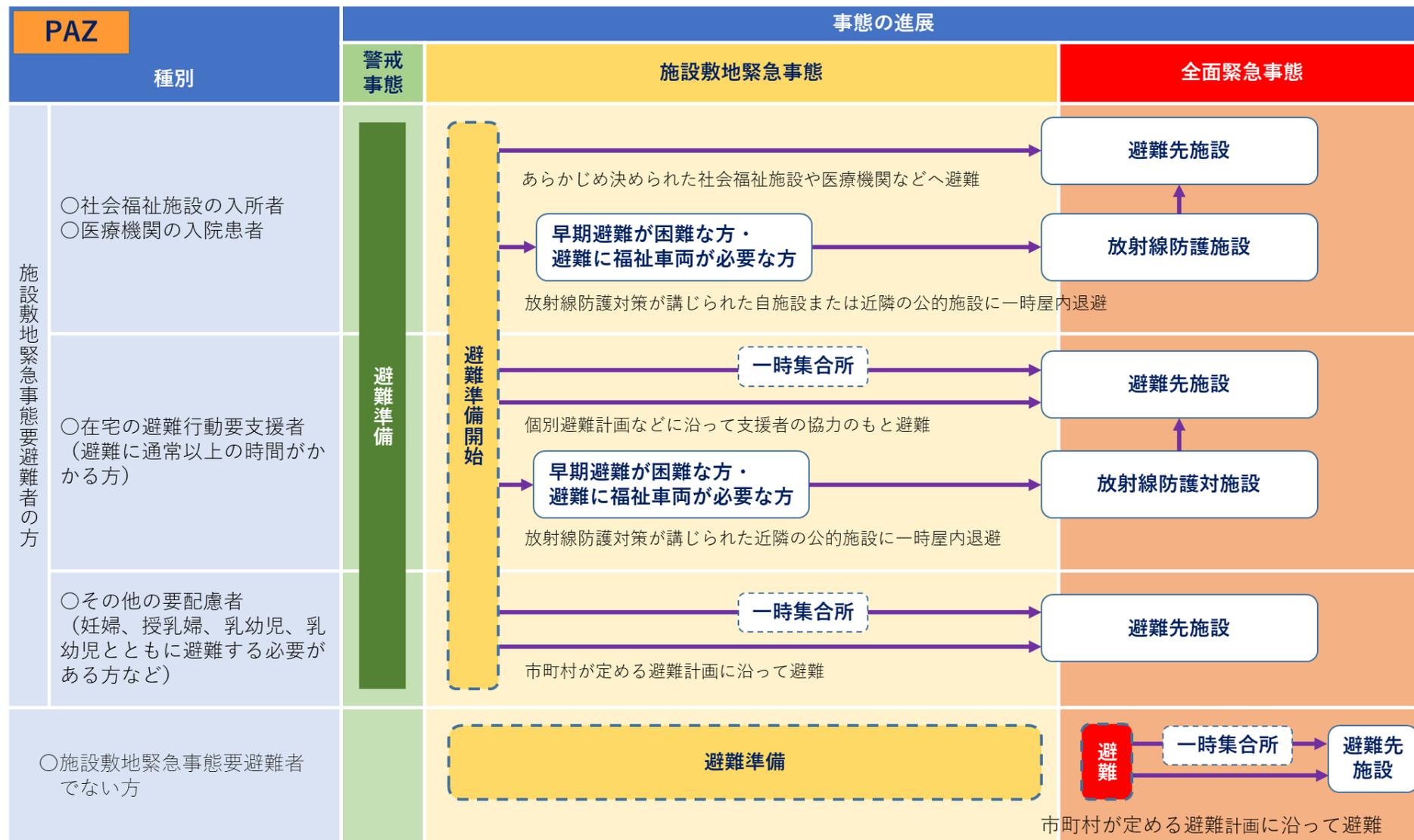
1. 更なる避難を避けるため避難先はU P Z外とし、避難先地域は一体的なまとまりを確保
2. P A Zでは放射性物質放出前の全面緊急事態において直ちに避難を実施し、U P Zでは放射性物質放出後、O I Lに基づき段階的に避難
3. 要配慮者の避難については安全かつより迅速に行われるよう配慮
4. 避難手段は自家用車を基本とするが、他の輸送手段についても検討

## ○基本事項

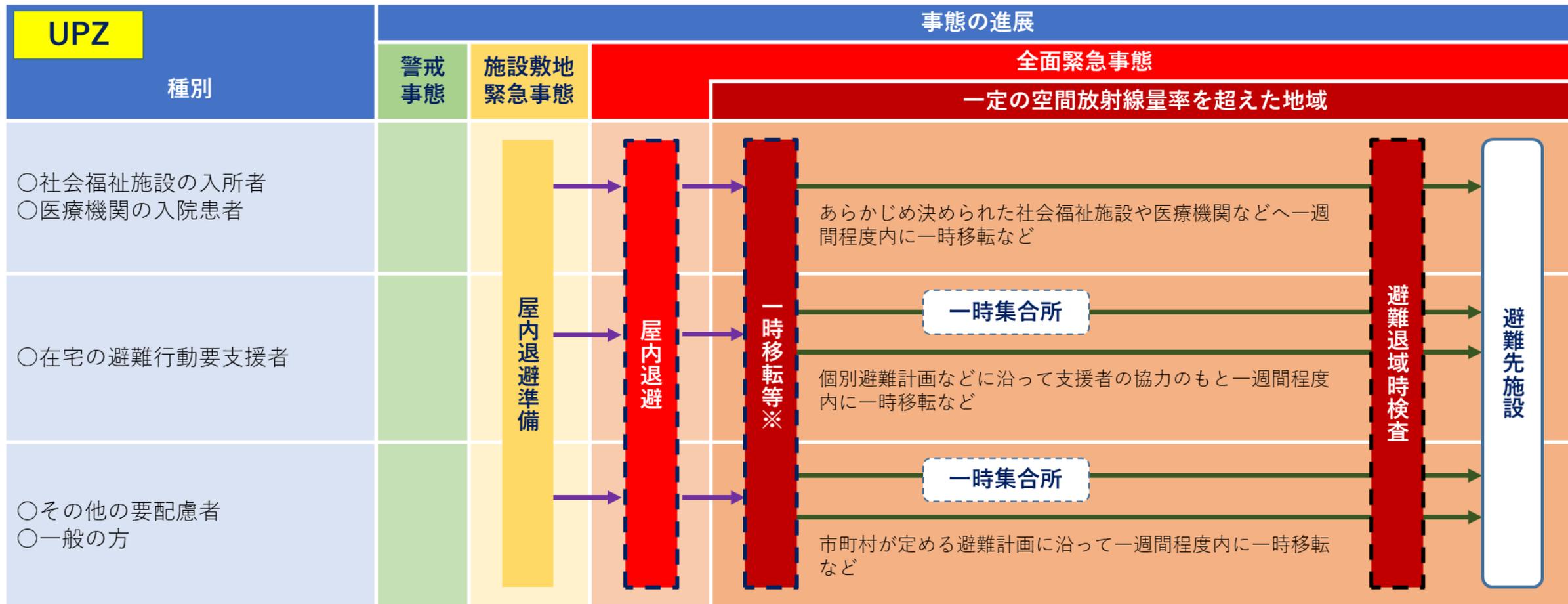
項目	内容
対象市町村	東海第二発電所から概ね30km圏内の14市町村、約92万人
避難先	県内30市町村及び県外（福島県ほか4県）自治体と協定締結済 ⇒ 更なる確保に向けて協議中
避難経路	高速道路や国道などの主な幹線道路を設定
防護措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・放射性物質放出前 全面緊急事態でPAZでは避難、UPZでは屋内退避</li><li>・放射性物質放出後 UPZではOILに基づき区域を特定し一時移転等</li></ul>

# 広域避難計画について

## ○PAZの住民の方の避難の枠組



## ○UPZの住民の方の避難の枠組



※空間放射線量率の程度によって一週間程度内の一時移転などの指示が出ます。一時移転などに際しては、避難退域時検査（避難経路上で放射性物質が車両や衣服などに付着していないかを調べる検査）を実施した上で避難先まで移動します。